



住宅用太陽光発電設備 設置費補助金

地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを利用する「太陽光発電設備」を設置する人で一定の要件を満たす人に、予算の範囲内において補助金を交付します。

※今年度から「自ら居住する集合住宅も補助対象」となりますが、その場合は申請書提出前に、事前にご相談ください。

▼補助対象設備

- ・住宅の屋根等へ設置し、かつ、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもので、10kW未満のもの
- ・(財)電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの
- ・設置前において、使用に供されていないもの
- ・電力会社と電力需給契約を締結するもの

▼補助対象者 自ら居住する市内の住宅(新築するもの並びに併用住宅および集合住宅を含む。)に太陽光発電設備を新たに設置する人、または、自らが居住する目的で設備付住宅を購入する人

▼注意事項 次のような場合は、補助を受けることができません。

- ・申請をする前に設置工事を開始している場合
- ・建売り住宅を購入する場合に、申請までに購入契約が締結されている場合

・リース等でシステムの所有権が設置者に移転しない場合

▼補助金額 太陽光発電設備の公称最大出力値(kW)×3万円。ただし、4kWを上限とし、千円未満の端数は切り捨てる。

▼申請手続き 申請書類は次のものがが必要です。

- ・補助金交付申請書
- ・設置概要書
- ・設置に係る(設置概要書の内容が確認できる)見積書または工事請負契約書の写し。建売住宅を購入する場合は、設備の金額および太陽電池の最大出力が分かる見積書
- ・工事着手前の現況写真
- ・設置予定場所の案内図
- ・市税完納証明書(非課税の場合は非課税証明書)

▼申請の期日 工事完了後、速やかに、かつ、平成28年3月31日までに実績報告書を提出してください。

▼その他 交付申請者、システム設置者、システム購入者はすべて同一人となるようにしてください。

▼問合せ 環境課 環境保全係(☎0154)



太陽熱利用システム 設置費補助金

地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを利用する「太陽熱利用システム」を設置する人で一定の要件を満たす人に、予算の範囲内において補助金を交付します。

▼補助対象システム

- ・太陽熱を利用する自然循環型または真空貯湯型温水器
- ・住宅の屋根等へ設置し、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器および蓄熱槽により構成されたもので、給油や空調に利用するシステム

▼補助対象者 自ら居住する市内の住宅に太陽熱利用システムを新たに設置する人、または、自らが居住する目的でシステム付新築住宅を購入する人

▼注意事項 次のような場合は、補助を受けることができません。

- ・自ら居住する市内の住宅であるが、集合住宅および社宅の場合
- ・申請する前に設置工事を開始している場合
- ・建売り住宅を購入する場合に、申請までに購入契約が締結されている場合

▼補助金額

- ・自然循環型太陽熱温水器 1基4万円
 - ・強制循環型 1基8万円
- ▼申請手続き 申請書類は次のものがが必要です。

・補助金交付申請書

・設置に係る(設置概要書の内容が確認できる)見積書または工事請負契約書の写し。建売り住宅を購入する場合は、システムの金額がわかる見積書

・工事着手前の現況写真

・設置予定場所の案内図

▼申請の期日 工事完了後、速やかに、かつ、平成28年3月31日までに実績報告書を提出してください。

▼問合せ 環境課 環境保全係(☎0154)





浄化槽設置整備事業補助金

海や川などの水質汚濁を防止し、私たちの身近な生活環境をより良いものにするため、汲み取り式トイレや単独浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える人で一定の要件を満たす人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象地域 公共下水道の事業認可区域を除く地域。ただし、「知立市公共下水道処理開始区域外からの汚水流入に関する取扱要綱」に該当する場合を除く。

▼補助対象者 市内に居住している人で、専用住宅（主に居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に汲み取り式トイレまたは単独浄化槽からの切り替えで、10人槽以下の合併浄化槽を設置する人

▼注意事項 次のような場合は、補助を受けることができません。

- ・新築（建替えを含む）住宅へ設置する場合
- ・申請する前に工事に着手している場合
- ・浄化槽法に基づく届出をしないで設置した場合
- ・住宅等を借りている人で、賃貸人の承諾を得られない場合

▼補助金額 46万円（5人槽）
57万2千円（7人槽）
77万1千円（8〜10人槽）

▼申請期間 4月1日から申請受付開始

▼申請手続き 申請書類は次のものがが必要です。

- ・補助金交付申請書
- ・浄化槽設置届出書の写し
- ・設置場所の案内図
- ・配置図および配水経路図
- ・全浄協による登録証の写しおよび登録浄化槽管理票（C票）
- ・小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録証
- ・浄化槽設備士免状（昭和62年度以前の資格取得者は終了証書）の写し

・浄化槽転換設置工事見積書または工事請負契約書の写し

・住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

※なお、工事着工は、市の補助金交付決定通知日以降となりますので、余裕をもって申請してください。

▼実績報告期限
・補助金に係る事業の完了後30日以内または平成28年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。

▼注意（申請をご検討される人へ）
必ず、申請前（申請関係書類を用意する際）に環境課へご連絡ください。工事の時期等を伺います。
※その他詳細については、お問合せください。

▼問合せ 環境課 環境保全係（☎0154）

野焼き(野外焼却)は禁止されています

～庭先でのゴミの焼却もやめましょう～

「近所でゴミを燃やしていて臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」等、野外焼却（野焼き）に対する苦情が多く寄せられています。

庭先や空き地等でのゴミ焼却は、煙や悪臭が発生し、近隣に対して大変な迷惑をかけることとなります。また、有害物質の発生、火災の原因にもなるため、原則として禁止されています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、違反すると懲役5年以下または1千万円以下の罰金に処せられることがあります。



▶野外焼却禁止の例外

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（正月の「門松、しめ縄」等を焚く行為）
 - ・農業、林業を営む為に、やむを得ず行われる焼却
- ※ただし、これら例外に当てはまる場合でも、近隣住民への配慮（焼却時間、風向き等）をお願いします。
- ※作物残さ、あぜ草等の焼却は、害虫駆除にも必要な行為ですのでご理解をお願いします。

▶問合せ 環境課 環境保全係（☎95-0154）

リサイクル家具などの展示・販売

▶展示入札期間 11月1日(日)～8日(日)
※2日(月)は休館

▶ところ リサイクルプラザ KC
(クリーンセンター管理棟2階)

▶内容 再生補修家具などの入札をします。
応札価格は100円からです。

▶対象 市内在住または刈谷市在住の人

▶開札・連絡・引渡期間 11月11日(水)～15日(日)

○引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。また、しばらくの間、入札が無効となります。

○引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。

○展示品の状態を確認のうえ、責任を持って入札してください。

○営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。

○運び出しは自己搬出です。

▶問合せ リサイクルプラザ KC
(☎21-7251)

